エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.0」認定基準の 軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.0 (2005 年 9 月 1 日制定)について、
基準内容をより明確にするため、以下のとおり軽微な改定を行う。(下線部分を追記)
3.用語の定義
再使用(リユース)部品: 一旦使用された製品から取り出され、成形加工をすることなく、必
要に応じて洗浄・研削など適切な処置を施しつつ、部品として再使用されるもの。
4.認定の基準
4.認定の基準4.1.環境に関する基準
4 1.環境に関する基準
4 1.環境に関する基準 4 1 1.材料の使用に関する基準

生プラスチック材料が、20%以上(別表 1)使用されていること(自己再資源化製品に由来しない再生プラスチック材料について、使用の制限はしないが、再生材料の重量割合に加算

2005 年 11 月 4 日改定 (No.118「プラスチック製品 Version2.1」へ改定)

しないこと。)。

以上